

岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(新設の届出)

第3条 知事は、法第5条第1項の大規模小売店舗の新設をする者に対し、省令第3条第3項の様式に法第5条第2項の書類（以下「関係書類」という。）を添付して、新設予定日の8月前までに届け出るよう求めるものとする。

(変更の届出)

第4条 法第6条第1項の規定による法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出は、変更後遅滞なく省令第6条の様式により行うものとする。

2 法第6条第2項の規定による法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更の届出は、あらかじめ、省令第7条第2項の様式に「関係書類」（当該変更に係る部分のみとする。以下この条において同じ。）を添付して行うものとする。

3 知事は、法第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項に係る前項の届出をする者に対し、当該変更を予定している日の8月前までに届け出るよう求めるものとする。

4 法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による変更事項の届出は、省令第20条の様式に「関係書類」を添付して行うものとする。

(軽微な変更)

第5条 知事は、法第6条第2項（法附則第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする者のうち、当該届出を同条第4項の「ただし書の軽微な変更」として取扱うことを求める者に対しては、当該届出の際、別記第1号様式により軽微な変更に関する理由等の提出を求めるものとする。

2 知事は、前項の届出が軽微な変更に関するものと認めるときは、その旨を当該届出をした者に別記第2号様式により通知するものとする。

3 知事は、前項に規定する通知をしようとするときは、あらかじめ、前項の届出に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村長と協議するものとする。

4 知事は、第2項に規定する通知をしたときは、別記第3号様式により前項の市町村長に通知するものとする。

(公告等)

第6条 知事は、法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により第3条及び第4条に規定する届出に係る公告をしたときは、別記第4号様式により当該届出に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村長に通知し、意見照会するものとする。

(説明会の開催等)

- 第7条 知事は、法第7条第2項の説明会開催者に対し、同項の規定による公告の前までに、別記第5号様式により同条第1項の説明会の開催に関する計画を提出するよう求めるものとする。
- 2 説明会開催者は、その責めに帰すことができない事由により法第7条第2項による公告をした説明会を開催することができないときは、別記第6号様式により知事に申し出るものとする。
- 3 知事は、前項に規定する申出書の提出があったときは、当該申出書に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村長と協議し、必要な事項を助言するものとする。
- 4 知事は、説明会開催者に対し、当該説明会の終了後速やかに、別記第7号様式により当該説明会の状況を報告するよう求めるものとする。

(意見の申出)

- 第8条 法第8条第2項の意見書は、別記第8号様式によるものとする。

(県の意見)

- 第9条 法第8条第4項の規定による県の意見を有する場合は別記第9号様式により当該意見を述べるものとし、当該意見を有しない場合の通知は別記第10号様式によるものとする。
- 2 知事は、前項の意見を述べたときは、当該意見に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村長に対して、別記第11号様式により通知するものとする。

(意見に係る変更届)

- 第10条 法第8条第7項の規定による届出は、省令第16条の様式に関係書類を添付して行うものとし、同項の規定による通知は、別記第12号様式によるものとする。
- 2 知事は、前項の届出又は通知を受けたときは、別記第13号様式により当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村長に対し当該届出又は通知に係る意見を求めるものとする。

(勧告等)

- 第11条 法第9条第1項の規定による勧告の様式は、別記第14様式のとおりとする。
- 2 法第9条第3項の規定による通知の様式は、別記第15号様式のとおりとする。

(勧告に伴う変更届等)

- 第12条 法第9条第4項の届出は、省令第18条の様式に関係書類を添付して行うものとする。

(公表)

- 第13条 法第9条第7項の規定による勧告に従わなかった旨の公表は、岐阜県公報その他の知事が適切と認める方法により行うものとする。
- 2 知事は、前項の公表をしたときは、法第9条第3項の規定により当該公表に係る勧告を通知した市町村長に対して、別記第16号様式により通知するものとする。

(大規模小売店舗立地審議会)

第14条 知事は、法第8条第4項の規定により意見を述べようとするとき、法第9条第1項の規定により勧告をしようとするとき及び同条第7項の規定により公表をしようとするときは、岐阜県大規模小売店舗立地審議会の意見を聴くことができる。

(縦覧場所)

第15条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧場所は、岐阜県商工労働部商業・金融課及び届出にかかる大規模小売店舗の所在地を所管する県事務所とする。

2 法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧場所は、岐阜県商工労働部商業・金融課とする。

(届出等の提出先等)

第16条 法及びこの要綱による届出等の提出先は、岐阜県商工労働部商業・金融課とする。

2 届出等の提出部数は次のとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときはこの限りでない。

- 一 第3条、第4条、第10条又は第12条の規定により提出する書類 4部
- 二 第7条の規定により提出する書類 3部
- 三 法第6条第5項及び第11条第3項の規定により提出する書類 3部

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の
氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定に基づく
軽微な変更について

年 月 日に届け出た大規模小売店舗の変更について、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定に基づく軽微な変更として取り扱うことを下記のとおり申請いたします。

記

- 1 届出年月日
- 2 大規模小売店舗名
- 3 所在地
- 4 軽微な変更として申請する事項
- 5 申請理由

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る軽微な変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で受理した変更届出については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として認めたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 軽微な変更と認める事項

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る軽微な変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で受理した変更届出については、別添写しのとおり
大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として認めたので通
知します。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出について（意見照会）

年 月 日付け 第 号で受理した届出について、下記のとおり公告したの
で通知します。

つきましては、当該届出に係る貴 の意見を、年 月 日までに提出してくだ
さい。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 公告の方法及び公告の年月日

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

説明会開催計画書

岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第7条第1項の規定により、説明会開催計画書を別紙のとおり提出します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

別紙

説明会開催計画書

1 周辺施設において説明会を行う場合

開催日時等の周知方法・期間	周知方法 周知範囲 周知期間
開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
開催場所	会場名 所在地 収容人員 人
連絡先	所在地 電話番号 所属 担当者名

- (添付書類) 1 説明会資料
2 説明会開催に係る広告（折込チラシ等）の写し
3 説明会開催の周知範囲が分かる書類

2 掲示による説明会を行う場合（法第6条第2項及び法附則第5条第1項の変更）

1の説明会を開催しない理由	
掲示期間	
掲示場所	
連絡先	

- (添付書類) 1 掲示物

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

説明会が開催できない旨の申出書

岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第7条第2項の規定により、別紙のと
おり申し出ます。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

別紙

説明会が開催できない旨の申出書

中止した説明会	予定日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	予定場所	会場名 所在地
	理 由	
予定届出内容の説明会に代わる周知内容の周知方法等	周知期間	年 月 日から 年 月 日まで
	周知方法	
	周知内容	
連絡先	所在地 所属	電話番号 担当者名

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

説明会実施状況報告書

岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第7条第4項の規定により、説明会の実施状況を別紙のとおり報告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

別紙

説明会実施状況報告書

1 周辺施設において説明会を行った場合

開催日時等の周知方法・期間	周知方法 周知範囲 周知期間
開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
開催場所	会場名 所在地
出席者	①設置者等(氏名、役職名等) ②住民、事業者等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあっては、その団体名及び人数)
議事の概要	
陳述意見	(事項及びその内容)
陳述意見に対する回答	
その他	

(添付書類) 1 説明会開催に係る広告(折込チラシ等)

2 掲示による説明を行った場合

掲示期間	
掲示場所	
掲示期間中の陳述意見	
設置者の対応	
特記事項	

(添付書類) 1 掲示物

2 掲示状況写真

岐阜県知事 宛

住所又は団体にあつてはその所在地
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見書を別紙のとおり提出します。
なお、意見書の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

<意見書の記載要領>

- 1 様式1枚目に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 2 様式2枚目に大規模小売店舗を設置するものが「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見をお書きください。

「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」は下記の項目に分類されます。

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 駐車場の出入口に関する問題
 - ・ その他周辺道路の渋滞に関する問題
- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・ 騒音問題への一般的対策
 - ・ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策
 - ・ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
- (3) 廃棄物に係る事項
 - ・ 廃棄物の保管施設に関する問題
 - ・ その他廃棄物の管理等に関する問題
- (4) その他の事項

3 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設又は変更の公告から4ヶ月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。

4 意見書の提出先及び提出方法は以下のとおりです。

岐阜県商工労働部商業・金融課 商業振興係

①郵送 〒500-8374 (所在地記入不要)

②FAX 058-278-2672

③メール アドレス : c11363@pref.gifu.lg.jp

別紙

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見書

提出者の氏名（団体の場合は団体名及びその代表者氏名）	（縦覧に付されて、差し支えなければお書きください）
提出者の住所（団体の場合はその所在地）	（縦覧に付されて、差し支えなければお書きください）

大規模小売店舗名	
所在地	
項目	
意見の内容	（意見の理由を含めてお書きください）

（注）この意見書は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、縦覧に供されますのでご了承ください。

第9号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る意見について

年 月 日付け 第 号で受理した届出について、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 意見

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る意見について（通知）

年 月 日付け 第 号で受理した届出について、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、意見を有しませんので通知します。

なお、同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって同法第5条第4項及び第6条第4項の規定は適用されないこととなります。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地

第11号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、別添写しのとおり意見を述べたので通知します。

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日付け 第 号による岐阜県の意見について、届出事項の変更はしないので、岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

第13号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

岐阜県知事

大規模小売店舗の変更の届出について（意見照会）

年 月 日付け 第 号で受理した本県の意見に伴う変更の届出又は変更しない旨の通知について、岐阜県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第10条第2項の規定により、貴 の意見を求めます。

つきましては、貴 の意見を、年 月 日までに提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る勧告について

年 月 日付け 第 号で受理した本県の意見に伴う変更の届出又は変更しない旨の通知については、本県が述べた意見が適切に反映されていないので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 勧告の内容
- 4 理由

第15号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、別添写しのとおり勧告したので通知
します。

第16号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

関係市町村長 様

岐阜県知事

大規模小売店舗の届出に係る勧告に従わなかった旨の公表について（通知）

年 月 日付け 第 号で行った勧告に対して、設置者が正当な理由なく従わなかったため、下記のとおり公表したので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 公表の方法及び公表の年月日
- 4 公表の内容